

後期高齢者医療被保険者証の更新について

8月1日から医療機関等でご提示いただく「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります。新しい 被保険者証の色は「紫色」です。今までの被保険者証は8月以降ご使用できなくなりますので、新しい 被保険者証を7月下旬頃にお手元に届くように郵送いたします。新しい被保険者証が届きましたら住所、 氏名等を確認していただき、8月からご使用くださいますようお願いいたします。

なお、制度に関する詳細は、被保険者証に同封される案内をご覧ください。

●限度額適用認定証について

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者がいる方は、「限度額適 用認定証 | を医療機関等で提示すると、ひと月の同一医療機関等での支払いが高額になる場合、 自己負担限度額までに抑えられます。**該当となる方は、申請手続きをお願いします**。

●限度額適用・標準負担額減額認定証について

住民税非課税世帯の被保険者の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等 で提示すると、ひと月の同一医療機関等での支払いが自己負担限度額までに抑えられ、入院 したときの食事代が減額されます。**該当となる方には、被保険者証に同封しますので、ご確** 認ください。

《お問い合わせ先》

群馬県後期高齢者医療広域連合 ☎027-256-7171 高山村役場 住民課

☎0279-63-2111(内線66)

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

高山村国民健康保険に加入している被用者(会社等に勤めていて給与をもらっている方)が新型コロナ ウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり、感染が疑われることにより仕事を休んだ場合、 申請により傷病手当金を支給します。詳しくは役場住民課までお問い合わせください。

●支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服するこ とができない期間のうち、就労を予定していた日

●支給額

直近の継続した3カ月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象 となる日数(注:給与等の全部又は一部を受けとることができる場合は、支給額が調整された り、支給されない場合があります。)

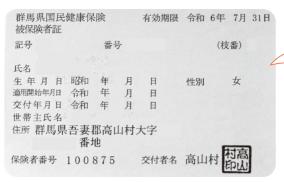
《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線61)



国民健康保険被保険者証の更新のお知らせ

現在交付されている「国民健康保険被保険者証」の有効期限は、令和5年7月31日までとなっています。 令和5年8月1日から使用できる「被保険者証」は7月下旬頃にご自宅へ郵送しますので、8月以降に 医療機関等へ受診する際には、新しい「被保険者証」を提示していただきますようお願いします。

なお、有効期限切れの被保険者証は、役場住民課へご返却いただくか、ご自身で破棄していただきま すようお願いします。



国民健康保険被保険者証

<変更点>

- ・被保険者証の色が変わりました。(紫色 → 緑色)
- ・有効期限は令和6年7月31日までです。

<高齢受給者証について>

群馬県国民 被保険者証末			証	有効期限発効期日	令和 6年	7月 31日 月 日
記号		番号	7		(村	(番)
氏名						
生年月日	昭和	年	月	日	性別	
適用開始年月日	平成	年	月	日	負担割合	割
交付年月日	令和	年	月	日		
世帯主氏名						
住所 群馬県吾妻郡高山村大字					番地	
保険者番号	100	875		交付者名	高山村	村高 印山

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

国民健康保険の被保険者で70歳から74歳の方は、所得に応じて医療機関等での窓口負担が2割に変更されます。昨年度から「高齢受給者証」は「被保険者証」と一体化され、8月以降に医療機関等へ受診する際には、新しい「被保険者証」のみで受診できますので、忘れずにご提示いただきますようお願いいたします。

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の 更新手続きのお知らせ

国民健康保険では、医療費が高額になる場合に 「限度額適用認定証(非課税世帯の方は「限度額適 用・標準負担額減額認定証」)」を提示すると、医 療機関等での窓口の支払いが自己負担限度額まで になります。

現在交付を受けている方は、有効期間が令和5年7月31日までとなっていますので、8月以降も引き続き必要な場合は、高山村役場住民課で更新

の手続きをお願いします。

なお、限度額認定証を提示せずに自己負担限度額を超える医療費を負担した場合は、高額療養費として支給されます。該当となる方には通知(はがき)を送付しますので、医療機関等の領収書、振込先口座のわかる通帳等をお持ちのうえ、住民課窓口で手続きをお願いします。

《このページに関するお問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線61)





【予約制】マイナンバーカードの交付時間延長について

「役場の業務時間内にマイナンバーカードの受取りへ行けない…」 という声にお応えし、以下の日程にマイナンバーカードの交付時間を

予約制で 19:00まで 延長します!

<日程> 7月12日(水) 7月13日(木) 7月14日(金)

●受取りで必要なもの

- ①交付通知書(白いはがき)
- ②本人確認書類
 - ・1点でよいもの…運転免許証、パスポート、在留カード 等
 - ・2点でよいもの…健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳、医療受給者証 等
 - ・2点以上必要な場合……本人が来られない場合、上記「1点でよいもの」も含め2点以上の本 人確認書類(原本)と来庁する代理人の本人確認書類が必要です。
- ③【お持ちの方のみ】通知カード(緑のカード)、住民基本台帳カード、マイナンバーカード

★本人が来られない場合

「① **交付通知書(白いはがき)」**の「回答書」と「**委任状」、暗証番号の部分**を記入したうえで、 代理人に上記の**<受取りで必要なもの>**を持参させてください。

※延長時間中(17:15~19:00)の業務は**マイナンバーカードの交付のみ**です。

証明書の交付や、マイナンバーカードの申請、マイナポイントの手続きは行いませんので、あらかじめご了承ください。

※ご不明点やご相談等ありましたら、以下の予約・問い合わせ先へご連絡ください。

《予約・お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線67)(平日8:30~17:15)

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します

食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯(ひとり親世帯)に対し、特別給付金を支給します。

●支給対象者

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者(ひとり親世帯)の方【申請不要です。】
- ②公的年金等受給中で令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方で、申請者及び同居親族の令和3年中の収入額が児童扶養手当の対象水準である方【申請が必要です。】
 - ※公的年金等には、遺族年金、障害年金、老 齢年金、労災年金、遺族補償などが該当し ます。
- ③令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方【申請が必要です。】
- ●支給額 児童1人当たり一律5万円
- ●申請期限 令和6年2月29日
- ※詳しくは本村ホームページ又は県ホームページ をご覧ください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 保健みらい課 福祉係 ☎0279-63-1311

高山村職員募集

高山村では、令和6年度に採用する職員を次のとおり募集します。

●採用予定人員

- ▷一般行政職…若干名
- ▶一般行政職(文化財保護主事)…1名
- ▶保健師…1名
- ▷保育教諭…若干名

■試験期日・内容

- ▷第1次試験 9月17日(日)
 - ・適性検査…職務への対応や対人間関係面で の性格特性など職場への適応性
 - ·教養試験…一般知識、文章理解、判断、数 的推理、資料解釈に関する能力
- ▷第2次試験 10月下旬
 - ・口述試験、作文試験(第1次試験の合格者に 対して行います。)

●受験資格

▷一般行政職

昭和59年4月2日から平成18年4月1日まで に生まれた者

▷一般行政職(文化財保護主事)

昭和49年4月2日以降に生まれた者で、民間 の発掘調査機関又は他の地方自治体において埋 蔵文化財の発掘担当者として発掘作業現場の管 理業務や発掘調査報告書の編集・執筆の経験が あり、かつ、次のいずれかに該当する者

(1)大学等において考古学又は史学を専攻し、

卒業(修了)した者

(2)博物館法に定める学芸員の資格を有して いる者、又は、令和6年3月31日までに 取得見込みの者

▷保健師

昭和49年4月2日以降に生まれた者で、保健 師の資格を有する者、又は、令和6年3月31 日までに取得見込みの者

▷保育教諭

昭和49年4月2日以降に生まれた者で、幼稚 園教諭及び保育士の資格を有する者、又は、 令和6年3月31日までに取得見込みの者

●試験会場

▷高山村役場 2階大会議室

●申し込み方法

▷申し込み用紙交付・受付場所

高山村役場 総務課

- ▷受付期間 7月10日(月)から8月17日(木)
- ▷受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝 日を除く)

▷郵送による受け付け

郵便での受け付けを希望される場合は、簡易 書留によるものとし、8月17日(木)の消印の あるものまで受け付けます。

《お問い合わせ先》 高山村役場 総務課 ☎0279-63-2111

期日前投票 特別の 明日前投票 明日前投票 明日前投票 明日前投票

期日前: です。 期場間所 期 別間は次の投票が 山 いのとおりができる場 村 役場

(7月24日を含む)に生平成17年7月24日以前

午後7時まで 午前7時から 投票できる人

公示日 とおり行わ :う群馬県 知

期

満

了(7

群馬県知事選挙に

われます。 知事選挙が次

7月6日(木)

《お問い合わせ先》 高山村選挙管理委員会(役場総務課 **☎**0279・

会までご連絡 は、早めに選挙管理悉入場券が届かない場世帯ごとに郵送しま<mark>※投票所入場券</mark> • **時間** 午後8時まで 午後8時まで 年後8時まで 絡くださ)ます。 生委員 合

紙を郵便等により選挙管等による不在者投票制度等による不在者投票制度まがあります。この制度は、時による不在者投票制度 ができるものです。
理委員会に送付すること
紙を郵便等により選挙管 なりますが 景会でので 郵便等 すに のは 貝会へお問い合わせので、早めに選挙管けますが、この手続きが必要となりますが、この手続きが必要をするには、選挙管をするには、選挙管をするには、選挙管をするには、選挙管をするには、選挙管をするには、選挙管 aた、身体に重かせください。 合わせくの手続き 手続 要性者と理性

不在者投票をするなどの5 合わせくだ。 在者 仕お 挙管理委員会へお問い等については、早めにさますので、その手続在者投票をすることもを管理委員会において り行わり 事 投定 ずのため に村外 会にお ま いに 場 ておけ い村 る 従 は、 ての

入場 投票所及び投票時間 券に記載されて 11 は

内

高山村ふるさと祭り ~出店者募集~

「高山村ふるさと祭り」は、今夏で40回目、 4年ぶりの開催を迎えることになりました。 つきましては、下記のとおり出店者を募集 します。

★出店者募集★

飲食・雑貨販売・手作り体験店やこ ども用品等のフリーマーケットなどを 出店していただけるスペースを設ける 予定です。

出店していただける方は、役場地域 振興課へお問い合わせください。

メ切 7月21日(金)



《お問い合わせ先》

高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)

令和5年夏の県民交通安全運動が 実施されます

運動期間7月11日(火)~7月20日(木)

夏休みやレジャーシーズンを迎えますが、各家庭で も飛び出しの危険性や安全歩行・通行等交通ルールを守 ることの大切さについて話し合いましょう。

運転中は運転に集中し、脇見やぼんやり運転を防止 しましょう。

また、歩行や車の通行の妨げになる樹木等は、影響 により事故が起きる可能性が高くなります。所有する 方が伐採や手入れをするよう心がけましょう。



逝

発

に

☎0279・63・2111 高山村役場 地域振興課



中山古城遠景(真ん中の峰)

定

飲み物

9 時00 20名に達し次第、 中で終了予定です から徒歩で始まります 地区村民広場へ向 ていただきます。 丈夫な靴などをご用意く 分 誘導 車 か い従 切 そて東 $\boldsymbol{\mathsf{H}}$

Ĭ

ス

.古城⇔中山城

8時45分 中山

道の駅

「中山盆地

北側駐車場

令和5年7月22日 主

一城の中山城を散策

戦国ロマンを感じよう!

information

高山村エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金について

高山村では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因したエネルギー価格の高騰の影響を受けている村内事業者に対して、企業活動を維持・継続するための緊急支援として給付金を支給します。

●給付対象者

以下のいずれにも該当する個人または法人

- 1. 法人については、村内に本社、営業所、店舗等を有している中小企業者、個人事業主については、 村内に住所を有する者
- 2. 税務申告を行っていること
- 3. 令和5年1月1日以前から開業しており、かつ給付金受領後も企業活動を維持、継続する意欲があること
- 4. 高山村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと
- 5. 法令及び公序良俗に反していないこと
- 6. 村税等を滞納していないこと(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い徴収が猶予されているものは除く)

●給付金額および必要書類

申請を希望される場合は、下記の必要書類をお持ちの上、高山村役場地域振興課へ提出してください。

申請区分	給付金額	必要書類
個人	交付対象経費から50万円を除いた額の10%又は30万円のいずれか少ない額 (上限30万円)	・エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金申請書・令和4年分の確定申告書および収支内訳書の写し (交付対象経費が明確にわかる書類)・振込先金融機関の通帳の写し
法人	交付対象経費から100万円を除いた金額が300万円以下の場合10%とし、300万円を超えた分については2%とし、その合算額又は100万円のいずれか少ない額(上限100万円)	・エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金申請書 ・令和4年分の法人税申告書および決算書等の写し (交付対象経費が明確にわかる書類) ・振込先金融機関の通帳の写し

※交付対象経費は、水道光熱費、燃料費の経費の合計となります。

- ※高山村エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金申請書は役場地域振興課にあります。
- ※申請期間:令和6年1月31日(水)まで

●その他

農林課で実施する「高山村農業資材等価格高騰対策給付金事業」の給付金を受ける場合は対象外となります。

その他、ご不明な点等は下記までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)



information

農地を適正に管理しましょう

農地に雑草が生い茂ると、様々な問題が発生します。

雑草が伸びてからの草刈りはとても大変ですので、農地などを所有・管理する人は、定期的な草刈り をして、近隣住民の安全と生活環境を損ねないためにも、責任をもって適正管理にご協力をお願いします。

●農地所有(管理)者のみなさまへ

農地は、普段から定期的に管理を行わないと次のような問題発生につながる恐れがあります。

- 病害虫の発生原因
- ・イノシシやシカなど有害鳥獣の潜入
- ・産業廃棄物等の不法投棄
- ・景観の悪化
- 隣接地との問題発生



農地を自分で管理できない場合

高齢や所有者が遠方にいる場合などの理由で、自身で農地を管理(草刈り等)できない場合は、シルバー 人材センター(高山村社会福祉協議会内 ※有料)などの事業者を利用する方法もあります。

> 《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

> > 象となり、 は、「農地の

所有者に対 利用意向調

して 査

通

の対

たします。

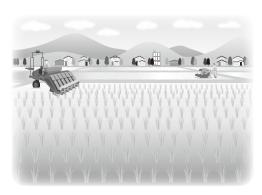
《お問い合わせ先》

高山村役場 **☎**0279 26・7951(直通) 農林課

定期的な適正管理にご協力をお いします。 農地を所有・

はご自身で耕作等を行う意思が あるかなどをお伺いします。 ・間管理機構などを利用した農 0) この利用意向調 貸し付けを行うか、 管理をする方は、 査 で は、 あるい

地



農地の利用意向調査

ない場合は、

所有者の方に農業上の適正かつ効率的な維持管理

雑草繁茂等で農地が適正に管理されて

なお、

調査

の結果、

を図るよう通知をいたします。

農地の利用状況調査 0) 治結果、

持管理がなされてい な ζJ 農地 農業上の適正かつ効率的

9月にかけて農地の利用状況について現地調査を行い りますので、 現地調査の際には、 農業委員と農地利用最適化推進委員が中心となり、 調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願 農地への立ち入りやお話を伺う場合が 、ます。 8月か

況調査.

実施します

information

高山村農業資材等価格高騰対策給付金について

高山村では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因した原油価格や物価高騰により、農業経費等の高騰の影響を受けている農業者に対して、農業活動を継続するための緊急支援として給付金を支給します。

●給付対象者

以下のいずれにも該当する個人または法人

- 1. 村内に住所(法人にあっては本店または主たる事業所)を有すること
- 2. 農産物販売等の収益事業を行っていること
- 3. 税務申告を行っていること
- 4. 令和5年1月1日以前から開業しており、かつ給付金受領後も農業活動を継続する意欲があること
- 5. 村税等を滞納していないこと(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い徴収が猶予されているものは除く)

●給付金額および必要書類

申請を希望される場合は、下記の必要書類をお持ちの上、高山村役場農林課へ提出してください。

申請区分	給付金額	必要書類
個人	交付対象経費から50万円を除いた額の20% (上限30万円)	・農業資材等価格高騰対策給付金申請書 ・令和4年分の確定申告書および収支内訳書 (農業所得用)の写し ・振込先金融機関の通帳の写し
法人	交付対象経費から100万円を除 いた額の30% (上限50万円)	・農業資材等価格高騰対策給付金申請書 ・令和4年分の確定申告書および決算書の写し ・振込先金融機関の通帳の写し

[※]交付対象経費は、種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、修繕費、動力光熱費、作業用衣料費、荷造運賃手数料の経費の合計となります。

※農業資材等価格高騰対策給付金申請書は役場農林課にあります。

※申請期間:令和6年1月31日(水)まで

●その他

地域振興課で実施する「高山村エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金事業」の給付金を受ける場合は対象外となります。

その他、ご不明な点等は下記までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

